

## リニア中央新幹線騒音専門委員会における検討経過

## 1 検討の趣旨

現在建設が進められているリニア中央新幹線の沿線地域について、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型指定を行い、新幹線走行により発生する騒音から生活環境の保全を図るための当てはめ方針を定める。

## 2 検討経過

年度 月	令和元年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
環境審議会		諮問						中間報告				答申
リニア中央新幹線騒音専門委員会			○	○		○		○			○	
現地調査				○ 山梨県		○ 飯田市他						
県民意見の募集									募集開始	募集終了		

## 【第1回専門委員会～第4回専門委員会】

	開催日	内容
第1回	令和元年6月12日(水)	環境基準類型指定の概要、山梨リニア実験線走行音調査結果報告
第2回	令和元年7月10日(水)	山梨リニア実験線での現地視察、環境影響評価書における車両走行騒音評価の説明、類型指定幅の検討
第3回	令和元年9月10日(火)	沿線市村の現地視察、類型指定幅の検討、トンネル区域の設定、都市計画法の用途地域以外の地域に係る類型指定基本方針の検討
第4回	令和元年11月14日(木)	類型指定幅の検討、トンネル区域の設定、答申素案の検討

### 3 中間報告以降のご意見及び修正概要

#### (1) リニア中央新幹線騒音専門委員意見（第4回専門委員会後）

意見	回答・対応
<p>【2 地域指定の範囲】（下井委員）            (4) を「都市計画法の用途地域が定められていない地域で、当該自治体の長の意見を踏まえ、新幹線鉄道騒音から通常的生活環境を保全する必要がないと認められる地域」と修正する。</p>	<p>住居があれば必ず類型を当てはめることを明確にするため、「<u>住居の存在しない</u>」を追加し、「<u>住居の存在しない山林、原野、農用地等、当該自治体の長の意見を踏まえ、新幹線鉄道騒音から通常的生活環境を保全する必要がないと認められる地域</u>」に変更する。</p>
<p>【2 地域指定の範囲】（武田委員）            (4) 「～新幹線鉄道騒音から通常的生活を保全する必要のない地域」の「新幹線」を「リニア中央新幹線」に修正する。</p>	<p>リニア中央新幹線に限らず、「新幹線の走行により起こる騒音」という一般的な意味の「新幹線鉄道騒音」とする。</p>
<p>【5 付帯意見】（下井委員）            (1) を「本諮問における用途地域以外の地域に係る地域類型指定に際しては、地域の土地利用状況や生活実態に鑑み、住民の生活に根ざした地域を一体的に捉え、関係機関及び関係市町村長の意見を十分配慮したうえで、住民の生活環境の保全が図られるよう適切に指定されたい。」と修正する。</p>	<p>委員の意見を踏まえ、「<u>用途地域以外の地域に係る地域類型指定に際しては、地域の土地利用状況や生活実態に鑑み、住民の生活に根ざした地域を一体的に捉え、関係機関及び関係市町村長の意見を十分配慮したうえで、住民の生活環境の保全が図られるよう適切に指定すること。</u>」に変更する。</p>
<p>【5 付帯意見】（武田委員）            (1) 「～関係機関及び関係市町村からの意見を十分配慮して適切に指定されたい」の「適切に」を削除し、「地域全体を一律に見て」という文言を加える。</p>	
<p>【5 付帯意見】（下井委員）            (2) 次のように修正する。            ⇒ 「リニア中央新幹線の建設及び走行に由来する騒音以外の環境影響（低周波音・振動など）について、沿線住民の生活環境が損なわれないことがないよう、県は事業者に対し、適切な指導監督を行われたい。」</p>	<p>県は事業者に対して指導監督を行う立場にはないが、既設の北陸新幹線において事業者に対して適切な対策が行われるよう要請しているため、「適切な指導監督を行われたい」という表現を「<u>必要な要請を行うこと。</u>」に変更する。            ただし、「県は」という文言は省略する。</p>
<p>【5 付帯意見】（内田委員長）            付帯意見として、「(3) リニア中央新幹線や新幹線鉄道の騒音評価変更などが生じた場合に速やかに対応できるように配慮されたい。」を追加する。</p>	<p>語尾を「<u>～すること。</u>」に変更し、御意見のとおり追加する。</p>

意見	回答・対応
<p>【全体】（武田委員） リニア中央新幹線鉄道の「鉄道」に違和感がある。</p>	<p>鉄のレールの上を走る「新幹線鉄道」と区別するため、<u>リニア中央新幹線の施設自体を指す場合は「リニア中央新幹線」と表記を改める。</u> ただし、騒音の評価にあたっては新幹線鉄道の評価方針を準用していることから、リニアの走行によって生じる騒音については「<u>リニア中央新幹線鉄道騒音</u>」と表記を整理する。</p>
<p>【その他】 表題を「リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について」に修正。</p>	<p>長野県環境審議会に諮問した際の表題との整合を図るため、<u>修正する。</u></p>

(2) パブリックコメント

○募集期間 令和元年12月9日(月)から令和2年1月10日(金)まで

○募集内容 リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について(素案)に関する意見

○提出件数 2件 (意見数 9件)

意見(概要)	回答・対応(概要)
<p>【2 地域指定の範囲】 400メートル及び200メートルとした経緯及び根拠を明文化されたい。</p>	<p>本答申素案は、リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について基本方針を明らかにするものであるため、経緯及び根拠は明文化しない。 なお、地域指定の範囲については、長野県環境審議会リニア中央新幹線鉄道騒音専門委員会において議論している。経緯や根拠の詳細については、ホームページ上で資料をご確認いただきたい。</p>
<p>【2 地域指定の範囲】 河川区域、山林、原野、農用地の定義を明文化されたい。</p>	<p>用語の定義により、地域の実情が反映できなくなる可能性がある。土地利用状況と地域の実情を総合的に捉え、関係自治体及び関係機関のご意見をいただきながら地域指定を行いたいと考えている。</p>
<p>【3 地域類型の当てはめ】 (2)「主として住居の用に供されている地域」及び「その他の地域」を当てはめる基準を明文化されたい。</p>	<p>基準を明確にするため、「<u>主として住居の用に供されている地域</u>」を「<u>主として住居の用に供されている地域など類型Ⅱ以外の地域</u>」に、「<u>その他の地域</u>」を「<u>近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域に相当する地域</u>」に、それぞれ表現を改める。</p>
<p>【3 地域指定の当てはめ】 地域類型指定の地域単位については、指定地域内での不平等が起らないよう、区域全域を同じ類型に当てはめていただきたい。また、指定にあたっては、付帯意見ではなく、方針として地元の意見を配慮していただきたいため、(2)前段に、「関係市町村長の意見を十分配慮したうえで」を追記されたい。</p>	<p>地域類型指定については、土地利用状況を踏まえ、関係市町村及び関係機関の御意見をいただきながら住民の方の生活環境の保全が図れるよう適切に類型を指定する。 また、5(1)において全体的に関係市町村長の意見に配慮することについて言及している。</p>
<p>【5 付帯意見】 万が一、生活環境が損なわれる恐れがある場合は、当然、改善がなされるべきであるため、(2)中、後段に、「また、生活環境が損なわれた場合は、事業者に対して速やかな改善の要請を行うこと。」を追記されたい。</p>	<p>地域全体にわたって生活環境が損なわれたことが明白である場合は、県として事業者に必要な要請を行う。 まずは、住民の生活環境が損なわれる前に保全するという観点から、行政として働きかけたいと考え、このように記載している。</p>

意見（概要）	回答・対応（概要）
<p>【5 付帯意見】  (3)中、騒音評価変更が生じた場合の対応についても、配慮ではなく「改善」がされるよう追記いただきたい。</p>	<p>評価方法の変更が生じた際には、県は示された方針に則り適切な評価を行う。  急な評価変更にも速やかに対応できるよう、「対応できるよう配慮すること」から「対応すること」に表現を改める。</p>
<p>【5 付帯意見】  リニア中央新幹線関連施設や構造物または車両を原因とする周辺の気温上昇が懸念されるため、そのような生活環境の保全の対応についても追記いただきたい。</p>	<p>本答申素案はリニア中央新幹線の走行に伴う騒音に係る環境基準の当てはめに関する基本方針を明らかにするものであるため、構造物や車両そのものによる気温上昇などの生活環境の保全については対象とならないと考えている。</p>
<p>【その他・要望】  「地域類型指定は工事实施計画の認可後速やかに行うこと」と定められておりますが、リニア中央新幹線は平成 26 年 10 月の認可後、5 年が経過しても告示されていない。そのため JR 東海との騒音に係る質疑において、一步踏み込んだやりとりが出来なく大きな不安を感じている。  天竜川橋りょう工区の来年度着工を鑑みて、今後は迅速に事務手続きを進め来年度早々の告示を強く要望する。</p>	<p>地域類型の指定については、基本方針として環境審議会より答申をいただき次第、迅速かつ確実な対応に努める。</p>
<p>【その他・要望】  非常口周辺を指定範囲に加えるべきではないか。</p>	<p>環境影響評価書においては、非常口（山岳部）から発生する微気圧波に係る環境影響は小さいと評価されており、また非常口は通常閉鎖されていることから、非常口（山岳部）について環境保全を図る地域とする必要性は現段階では低いと考えている。  今後、非常口周辺において騒音値が大きくなる状況が示され、環境保全が必要になると思われる場合には、対応を検討したいと考える。</p>

(3) 第5回専門委員会

開催日 令和2年2月7日(金)  
主な検討内容 パブリックコメントへの回答の検討、答申素案の検討  
事務局資料内容 環境審議会中間報告、第4回専門委員会以降の専門委員からの意見、パブリックコメントへの回答案、審議会答申(素案)

意見	回答・対応
<p>【長倉委員】 用途地域の定めがない地域の類型指定については、事務処理基準(新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法廷受託事務の処理基準について)の表現を採用した方がよいのではないか。</p>	<p>事務処理基準の内容がより分かりやすくなるように、「主として住居の用に供されている地域など類型Ⅱ以外の地域を類型Ⅰに当てはめるものとする」と表現を改めさせていただいた。</p>
<p>【下平委員】 指定幅やトンネル区間の検討過程や根拠について、答申案に加えた方がよいのではないかと。 少なくとも根拠が県民に分かるように対応してほしい。</p>	<p>検討過程や根拠について、答申案には明文化することは考えていない。 ただ、県民の方に検討過程等の内容が分かるよう、パブリックコメントの回答に示すことで対応させていただきたい。</p>

→ 事務局作成の素案を専門委員会の審議会答申(案)として環境審議会に提出。

4 今後の予定

環境審議会答申を受けた後、令和2年度中に環境基準の地域類型指定及び告示を予定しています。